に限る。）との間を接続するもの（一の芯線を二以上の者が共用する区間に敷設されるものを除く。）に限る。以下「加入者系光ファイバケーブル」という。）を通じて行うロ(4)に掲げる役務を提供するために設置されるものに限る。）

(i) 光ファイバケーブル

(ii) 同期デジタル伝送装置（交換機等から送出された同期デジタル信号を五十一・八四メガビット毎秒又は百五十五・五二メガビット毎秒の同期デジタル信号に変換する機能、その変換された信号を伝送すべき方路ごとに振り分ける機能、更に振り分けられた信号を百五十五・五二メガビット毎秒を基本とする信号に多重化する機能及びこれらの制御を行う機能を有するもので、伝送媒体として光ファイバ又は二ギガヘルツから三十ギガヘルツまでの周波数の電波を利用するもの）

(iii) 端末系光端局装置（光伝送の方式における電気信号と光信号との変換の機能を有する装置であって、端末系光幹線路に接続されるもの）

(iv) 光端末回線装置（光伝送の方式における電気信号と光信号との変換の機能を有する装置であって、光ファイバを用いた線路が接続される端末設備であるもの）

(v) 網内ルーター（インターネットを構成するルーターのうち四十五メガビット毎秒以上の伝送速度に対応するものであって、利用者の要求に応じて、一定の伝送容量を確保する機能を有するもの）

(vi) 波長分割多重化装置（光伝送の方式における波長の異なる複数の搬送波を多重化して伝送する機能を有する装置であって、光ファイバを用いた線路に接続されるもの）

(vii) デジタル加入者回線多重化装置（デジタル加入者回線伝送方式における複数の電気通信信号を多重化する機能を有する変復調装置であって、端末設備でないもの）

(viii) デジタル加入者回線信号分離装置（デジタル加入者回線伝送方式における音響と符号とを周波数により分離する機能を有する装置であって、端末設備でないもの）

(ix) デジタル加入者回線サービス等提供用附帯設備（回線収容能力が五百回線以下のデジタル加入者回線多重化装置を収容するための設備及びこれと一体として設置する電源設備からなるもの）

(x) 無線アクセス通信用無線設備（インターネットの利用を可能とする機能を有する無線設備であって、陸上に開設する無線局（その無線設備が端末設備であるもの及びその通信の相手方であるものに限る。）に用いられるもの）

(xi) 無線アクセス通信用回線接続装置（インターネットの利用を可能とする機能を有する回線接続装置であって、無線アクセス通信用無線設備に接続されるもの）

(xii) ケーブルモデム（インターネットの利用を可能とする機能を有する変復調装置であって、有線テレビジョン放送の送信をする電気通信設備に接続されるもの）

(xiii) 衛星インターネット通信用無線設備（インターネットの利用を可能とする機能を有する無線設備であって、人工衛星の無線局（電気通信業務を行うことを目的とするものに限る。）と無線通信を行うもの（他の一の衛星インターネット通信用無線設備によってその送信の制御が行われるものを含む。））

(xiv) ファイアウォール装置（不正アクセスを防御するために、あらかじめ設定された通信プロトコルに基づき電気通信信号を検知し、通過させる機能を有するもののうち、インターネットに対応するものをいう。）

(xv) ルーター（通信プロトコルに基づき、電気通信信号を伝送し、その経路を制御する機能を有するものをいう。）又はスイッチ（通信プロトコルに基づき、電気通信信号を伝送し、その経路を選択する機能を有するものをいう。）

(2) 本法第二条第一項第二号に定める電気通信設備として次に掲げるもの

通信網制御装置（公衆網において他の者との通信を利用者が独自に定めた電気通信番号により行い得ることとする電気通信役務その他これに類する高度な電気通信役務の提供のために必要となる制御指令信号を蓄積及び処理し、専用の回線を通じて交換設備に発信する装置のうち、二以上の中央処理装置及び四メガバイト以上の主記憶装置並びに毎秒五十万以上の命令を処理する機能を有するもの）

(3) 本法第二条第一項第三号に定める電気通信設備として次に掲げるもの

(i) 複合通信用交換機（非同期伝達方式により、各種の伝送速度の電気通信信号を統合的に交換するもの）

(ii) 複合通信変換装置（音声、文字、画像その他の異なる形式の情報を表す電気通信信号を、利用者の要求に応じて相互に変換し、当該電気通信信号を端末設備に発信するもののうち、二以上の中央処理装置及び一メガバイト以上の主記憶装置並びに毎秒百万以上の命令を処理する機能を有するもの）

(iii) ＩＰバージョン６対応ルーター（インターネットを構成するルーターのうち、ＩＰバージョン６の通信機能を有するもの）

(iv) マルチサービス対応光伝送装置（光伝送の方式における音声、文字、画像その他の異なる形式の情報を有する電気通信信号を統合して伝送する機能を有する装置であって、光ファイバを用いた線路に接続されるもの）

(v) 帯域制御型伝送装置（光伝送の方式における音声、文字、画像その他の異なる形式の情報を有する電気通信信号について一定の伝送容量を確保し又は優先的に処理する機能を有する装置であって、端末設備でないもの）

(vi) 電気通信事業者用ＩＰアドレス変換装置（インターネットを構成するＩＰアドレス変換装置（異なるＩＰアドレスを相互に変換する機能を有する専用の電気通信設備をいう。）のうち、電気通信事業者の通信網内において、電気通信事業者が当該装置に割り当てるＩＰアドレスと電気通信事業者がサービス利用者に割り当てるＩＰアドレスを相互に変換するもの）

(vii) ＩＰバージョン４／ＩＰバージョン６トランスレーター（インターネットを構成するトランスレーター（異なる通信プロトコルによる通信を相互に変換する機能を有する専用の電気通信設備をいう。）のうち、ＩＰバージョン４による通信とＩＰバージョン６による通信を相互に変換するもの）

(viii) ＩＰバージョン６対応ＶｏＩＰサーバー（インターネットを構成するＶｏＩＰサーバー（ＩＰネットワークにおいて、デジタル化された音声信号を送受信する機能又はＩＰ電話端末間のセッション制御（呼を制御するためのプロトコルにより通信の確立又は切断を制御することをいう。）を行う機能を有する専用の電気通信設備をいう。）のうち、ＩＰバージョン６の通信機能を有するもの）

(ix) ＩＰバージョン６対応ネットワーク管理装置（電気通信事業者のＩＰバージョン６に対応した通信網内において、装置及び回線の状態並びに通信量を監視又は制御することにより、当該電気通信事業者の通信網を管理する機能を有するもの）

(4) 本法第二条第一項第四号に定める電気通信設備として次に掲げるもの

加入者系光ファイバケーブルを設置する計画と同一の計画に基づき学校等に設置されるサーバー用の電子計算機（これと同時に設置する当該電子計算機の記憶装置にあらかじめ書き込まれたサーバー用のオペレーティングシステム、附属の補助記憶装置又は附属の電源装置を含む。）のうち、加入者系光ファイバケーブルを通じて行うロ(4)に掲げる役務の用にのみ供するもの

ロ　高度通信施設により提供が可能となる役務

(1) イ(1)の高度通信施設により提供が可能となる役務は、利用者が大量のデータや動画像等の情報を円滑に送受信することを可能とするサービス等、大量の情報を瞬時に伝送するサービスのみとする。